平成２３年（フ）第６０号
松江市西津田７丁目９番54号
債務者　中尾　久美
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０号
広島県尾道市神田町７番35―403号
債務者　桃谷美津子
1　決定年月日時　平成23年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１００号
宮崎市清水１丁目９番４号　トキワハウス３－Ａ号
債務者　中西　　輝
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１０３号
宮崎市江平東１丁目６番43号　市営住宅271棟310号
債務者　渡邊トシ子
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１２７号
兵庫県尼崎市武庫之荘６丁目26番15号　セビーヌ武庫之荘２号館501号、前住所兵庫県明石市鷹匠町５番４号
債務者　竹田　義明
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１８６号
兵庫県尼崎市武庫之荘５丁目45番26号
債務者　足立　正美
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２０３号
兵庫県西宮市大森町11番29号
債務者　木村　周一
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２１８号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番32―1023号
債務者　三浪和泉こと　谷口　和泉
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４号
高知県宿毛市中央４丁目１番３号　ミヤハウジング202
債務者　尾﨑アヤメ（旧姓柏原）
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第１４号
高知県幡多郡黒潮町浮鞭300番地
債務者　松本　佳仁
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第１５号
高知県四万十市具同6200番地15　柿谷プロパン社宅203
債務者　中島　大和
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第１６号
高知県四万十市具同6200番地15　柿谷プロパン社宅203
債務者　中島　真弥（旧姓永野）
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第２８号
大分市王子西町３番28号橋本ビル302
債務者　橋本　佳織
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第９６号
大分市大字永興779番地　１Ａ24―2430
債務者　川西智壽子
1　決定年月日時　平成23年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１５号
沖縄県八重山郡竹富町字上原656番地の２
債務者　松原　佑樹
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２３年（フ）第１６号
沖縄県石垣市字登野城165番地２　泉水アパート305
債務者　伊波いと江
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２３年（フ）第４０号
福井市宝永２丁目11番21号　山屋マンション404
債務者　藤田　絹代
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係